

○日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例施行規則

平成29年12月18日

規則第50号

改正 令和2年3月25日規則第38号

令和3年2月2日規則第4号

令和4年3月4日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例（平成29年日光市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設置事業の届出)

第3条 条例第9条第1項の規定による届出は、設置事業届出書（様式第1号）に次の図書を添えて行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (4) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表（様式第2号）
- (5) 事業区域内の土地に係る公図
- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 排水計画平面図及び断面図（事業区域面積が1万平方メートル以上の設置事業に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 条例第9条第2項の規定による指導又は助言は、届出受理（指導・助言）通知書（様式第3号）により、当該太陽光発電事業者に通知して行うものとする。

(令2規則38・令3規則4・一部改正)

(設置事業の変更の届出)

第4条 条例第11条第1項の規定による届出は、設置事業変更届出書（様式第4号）に変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

(届出に係る事業計画標識の掲示)

第5条 条例第12条の標識は、様式第5号とする。

2 条例第12条の規定により標識を掲示したときは、当該標識を掲示した日から起算して3日以内に、事業計画標識掲示届（様式第6号）に次の図書を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 標識を掲示した場所が明示された図面
- (2) 標識の掲示の状況及び記載された内容が分かる写真

3 届出事業者は、前項の規定により届け出た内容に変更が生じた場合は、掲示した標識の内容を変更した後、事業計画標識掲示変更届（様式第7号）に同項各号に掲げる図書を添えて、当該標識の内容を変更した日から起算して3日以内に市長に届け出なければならない。

（事前協議）

第6条 条例第13条第1項の規定による事前協議は、事業計画事前協議書（様式第8号）に次の各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第9号）
- (2) 申請予定事業者及び工事施工者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (3) 位置図
- (4) 区域図
- (5) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (6) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- (7) 事業区域内の土地に係る公図
- (8) 土地利用計画平面図
- (9) 土地求積図
- (10) 造成計画平面図及び断面図
- (11) 排水計画平面図及び断面図
- (12) 擁壁計画平面図及び断面図
- (13) 太陽光発電設備の構造図
- (14) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (15) 維持管理に係る計画書（様式第10号）
- (16) 立地環境に関する概要書（様式第11号）
- (17) 預金残高証明書、融資証明書、収支計画書、資金計画書、納税証明書及

び業務経歴書（法人にあってはこれらに加え財務諸表）

（18） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（令4規則9・一部改正）

（事業計画に定める事項）

第7条 条例第13条第2項第15号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1） 設置事業の施行に必要となる法令及び他の条例による許認可の取得の状況

（2） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約又は同条第2項に規定する電気事業者との一時調達契約の締結の状況

（令4規則9・一部改正）

（事前協議の内容の変更）

第8条 申請予定事業者は、第6条の規定により提出した事業計画事前協議書の内容を変更しようとするときは、事業計画変更届（様式第12号）に変更しようとする内容が確認できる図書を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（事前協議に係る指導、助言等）

第9条 市長は、第6条の事業計画事前協議書又は前条の事業計画変更届の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

2 条例第13条第3項の規定による指導又は助言は、事前協議指導・助言通知書（様式第13号）により、当該申請予定事業者に通知して行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容を同項の規定により通知された内容に適合させるために関係行政機関、近隣住民等その他関係人との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

4 第2項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に至ったときは、事前協議指導・助言通知事項回答書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

5 第2項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、その内容を十分検討し、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書（様式第15号）を市長に提出し、当該事前協議を取り下げるものとする。

6 市長は、条例第13条第1項の規定による事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書（様式第16号）により、当該申請予定事業者に通知するものとする。

る。

(説明会の開催)

第10条 条例第14条第1項の規定により、同項の説明会(以下「説明会」という。)を開催した場合における同条第4項の規定による届出は、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に、説明会開催届(様式第17号)に次の図書を添えて行うものとする。

(1) 説明会で配布した資料

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(意見の申出等)

第11条 条例第14条第2項の規定による意見の申出は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、申請予定事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書面(以下「申出書」という。)を提出して行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による意見の申出があった場合における同条第4項の規定による届出は、説明会が開催された日から起算して21日以内に、意見の申出があった旨の届出書(様式第18号)に提出された申出書の写しを添えて行うものとする。

(近隣住民等との協議)

第12条 条例第14条第3項の規定による協議は、申出書の提出があった日から起算して14日以内に、当該申出書を提出した者(次項において「申出者」という。)に対し当該申出書に対する見解を示した書類(以下この条において「見解書」という。)を提出して行うものとする。

2 申請予定事業者は、前項の規定により見解書を提出するときは、申出者に対しその内容を説明し、その理解を十分に得るものとする。

3 条例第14条第3項の規定による協議を行った場合における同条第4項の規定による届出は、当該協議が終了した日から起算して7日以内に、協議状況届(様式第19号)に見解書の写しを添えて行うものとする。

(許可の申請)

第13条 条例第15条の規定による設置許可の申請は、設置事業許可申請書(様式第20号)に第6条各号に掲げる図書及び事前協議終了通知書の写しを添えて行うものとする。

(許可の基準)

第14条 条例第16条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区を含む場合は、当該特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に採られていること。

(2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。

(3) 事業区域内における希少野生動植物の個体及び生息環境又は生育環境を保全すべき措置が十分に採られていること。

2 条例第16条第1項第2号の規則で定める基準は、事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林の存する土地を含まないこととする。

3 条例第16条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。

(2) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を超える場合は、次項第3号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル（平成10年2月3日付建設省経民発第24号）の基準に適合したものであること。

4 条例第16条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

(2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。

(3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令第6条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。

(4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されているこ

と。

- 5 条例第16条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
  - (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
  - (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。
  - (4) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。
- 6 条例第16条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について道路の反対側から4メートル後退することその他の太陽光発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がない措置が講じられていること。
  - (2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。
- 7 条例第16条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
  - (2) 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）第5条第1項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。）に適合していること。
  - (3) 設置事業の完了後に、太陽光発電設備の維持管理を行う体制が整えられていること。
  - (4) 太陽光発電設備の架台の構造が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項に掲げる基準を満たし、又は当該基準を満たすものに準ずると市長が認めたものであること。
  - (5) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

(6) 太陽光発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。

（変更許可の申請）

第15条 変更許可を受けようとする許可事業者は、設置事業変更許可申請書（様式第21号）に、変更の内容が確認できる図書を添えて、市長に提出するものとする。

（許可通知書等）

第16条 市長は、設置許可又は変更許可の申請があった場合において、許可をするときにあっては許可通知書（様式第22号）により、許可をしないときにあっては不許可通知書（様式第23号）により当該申請者に通知するものとする。

（許可標識）

第17条 条例第18条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める標識は、様式第24号とする。

（着手の届出）

第18条 条例第19条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、設置工事着手届（様式第25号）によるものとする。

（許可に係る事業計画標識の掲示）

第19条 条例第20条の標識及び当該標識の掲示については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第12条」とあるのは「第20条」と、同条第3項中「届出事業者」とあるのは「許可事業者」と読み替えるものとする。

（関係書類の閲覧）

第20条 許可事業者は、条例第21条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

（完了の届出等）

第21条 条例第22条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による設置工事の完了又は廃止の届出は、設置工事完了（廃止）届（様式第26号）によるものとする。

2 条例第22条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査済証は、様式第27号とする。

3 条例第22条第2項の規定による検査の結果、市長が設置許可の内容に適合していないと認めるときは、当該許可事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(承継の届出)

第22条 条例第23条の規定による届出は、承継届出書(様式第28号)に関係図書を添えて行うものとする。

(異常発生時等の報告)

第23条 条例第25条の規定による報告は、異常発生時等報告書(様式第29号)によるものとする。

(発電事業終了の届出)

第24条 条例第26条の規定による発電事業の終了の届出は、発電事業終了届(様式第30号)によるものとする。

(身分証明書)

第25条 条例第30条第2項の身分を証明する書類は、様式第31号とする。

(書類の提出部数)

第26条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類は、正本及び副本とする。この場合において、それらの提出部数は、設置許可又は変更許可の申請にあっては正本1部及び副本2部とし、その他の届出、協議等にあっては正本1部及び副本1部とする。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第38号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月2日規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月4日規則第9号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

設置事業届出書

日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第9条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

発電所名		
設備ID		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
事業概要	土地に関する権利	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	発電出力	kW
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
保守管理責任者名	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
事業区域からの雨水排水放流先 (事業区域面積が1万平方メートル以上の設置事業に限る。)		<input type="checkbox"/> 有 放流先 ( ) <input type="checkbox"/> 無
予定工事期間		年 月 日 ~ 年 月 日
運転開始予定年月日		年 月 日
近隣住民等への周知	時期	<input type="checkbox"/> 済 ( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 予定 ( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未定
	方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )



様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



届出受理（指導・助言）通知書

年 月 日付けで提出のあった設置事業届出書について、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり受理（指導・助言）します。

設置事業届出年月日	年 月 日	
受理番号		
発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
指導・助言事項		
備考		

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊦

設置事業変更届出書

年 月 日付けで提出した設置事業届出書の内容を次のとおり変更するので、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第11条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
変更事項		
変更理由		

様式第5号（第5条、第19条関係）

太陽光発電事業についてのお知らせ		
発電所名		
設備ID		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
発電出力		kW
設置事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
保守管理責任者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
運転開始年月日（予定）		年 月 日

35センチメートル以上

25センチメートル以上

様式第6号（第5条、第19条関係）

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

事業計画標識揭示届

日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第12条又は第20条の規定により、標識を設置したので、関係図書を添えて届け出ます。

発電所名		
設備ID		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
発電出力		kW
設置事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
保守管理責任者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
運転開始年月日（予定）		年 月 日

様式第7号（第5条、第19条関係）

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

事業計画標識掲示変更届

次のとおり標識の内容を変更したので、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例施行規則第5条第3項又は第19条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
変更事項		
変更理由		

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

事業計画事前協議書

日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第13条第1項の規定により、関係図書を添えて協議します。

様式第9号（第6条、第13条関係）

事業計画書

発電所名					
設置事業者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名				
事業区域	所在地	日光市			
	面積	m <sup>2</sup>			
工事施工者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名				
設置工事の完了時における土地の形状					
太陽光発電設備を設置する位置					
設置する太陽光発電設備の構造					
設置工事の期間及び工程	予定工事期間	着手	年	月	日
		完了	年	月	日
	予定工程				
設置する太陽光発電設備の最大出力					
kW					
自然環境の保全のための方策					
排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画					
太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置					
災害、事故等の発生を防止するための措置					
設置工事の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画					
設置工事の完了後における太陽光発電設備の維持管理の計画					
設置工事の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得の状況					
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約又は同条第2項に規定する電気事業者との一時調達契約の締結の状況					

様式第10号（第6条、第13条関係）

維持管理に係る計画書

事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
発電期間	予定発電期間	年 月 日から 年 月 日まで
発電概要	想定発電出力	kW
	想定年間発電電力量	kWh
太陽光発電モジュール	製品番号等	
	設置規模（枚数・基数）	枚 基
	設置面積	m <sup>2</sup>
	高さ	m
	色彩	
	発生騒音量（公称値）	dB
附属設備（パワーコンディショナー等）	製品番号等	
	設置箇所数	
	容量	kWh
	定格出力	kW
	発生騒音量（公称値）	dB
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
電気事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
事業区域の管理者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
点検予定業者等	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
点検概要	発電設備	
	附属品等	
	その他必要な点検項目	
緊急時の連絡先	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	

備考 点検概要は、点検頻度、補修・更新時期等が異なる場合は、それぞれ明記すること。

様式第11号（第6条、第13条関係）

立地環境に関する概要書

1 事業区域の概要

所在地	日光市
面積	m <sup>2</sup>
用途区分	

2 事業区域の土地利用規制等の状況

(1) 保全地区

<input type="checkbox"/>	土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項又は第9条第1項）
<input type="checkbox"/>	砂防指定地（砂防法第2条）
<input type="checkbox"/>	河川区域又は河川保全区域（河川法第6条第1項又は第54条第1項）
<input type="checkbox"/>	特別保護地区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項）
<input type="checkbox"/>	史跡、名勝、天然記念物、特別史跡、特別天然記念物、登録記念物、栃木県指定史跡、栃木県指定名勝、栃木県指定天然記念物、日光市重要文化財、日光市指定史跡、日光市指定名勝又は日光市指定天然記念物（文化財保護法第109条第1項若しくは同条第2項若しくは第110条第1項若しくは同法第132条第1項、栃木県文化財保護条例第31条第1項又は日光市文化財保護条例第36条第1項）
<input type="checkbox"/>	国立公園特別地域又は栃木県立自然公園（自然公園法第20条又は第72条）
<input type="checkbox"/>	栃木県自然環境保全地域（自然環境の保全及び緑化に関する条例第12条第1項）
<input type="checkbox"/>	その他市長が指定する地区（条例第7条第1項第8号）

(2) 許可基準での制限

<input type="checkbox"/>	希少野生動植物の生息地
<input type="checkbox"/>	保安林の土地の区域（森林法第25条第1項）

3 事業区域周辺の状況

(1) 事業区域からの排水に関する概要

事業区域からの雨水排水放流先	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	放流先
----------------	--	-----

(2) 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

路線名	線
前面道路幅員	m
搬入経路 (国道、県道又は市道から事業区域までの進入経路を記載してください。)	
※ 別紙で示す場合は記入不要	

様式第12号（第8条関係）

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

事業計画変更届

年 月 日付けで提出した事前協議書の内容を次のとおり変更するので、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例施行規則第8条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
変更事項		
変更理由		

様式第13号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



事前協議指導・助言通知書

年 月 日付けで提出のあった事業計画について、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第13条第3項の規定により、次のとおり指導・助言します。

事前協議書受付年月日	年 月 日	
受付番号		
発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
指導・助言事項	<input type="checkbox"/> 計画の変更 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 留意事項	
備考		

様式第14号（第9条関係）

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊦

事前協議指導・助言通知事項回答書

事前協議指導・助言通知書（ 年 月 日付け 第 号）により指導・助言があった事項について、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例施行規則第9条第4項の規定により、別紙のとおり回答します。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>

備考 別紙に記入の上、回答を添付すること。

様式第15号（第9条関係）

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊦

事前協議取下書

年 月 日付けで事前協議書の提出を行いました。日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例施行規則第9条第5項の規定により、取り下げます。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
取下げの理由		

様式第16号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

日光市長



事前協議終了通知書

日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第13条第1項の規定により 年 月 日付けで事前協議がありました事業計画については、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例施行規則第9条第6項の規定により協議が終了したことを通知します。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>

様式第17号(第10条関係)

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

説明会開催届

日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第14条第1項の規定により、説明会を開催したので、同条第4項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
説明会	開催年月日	年 月 日
	場所	
	出席者	人
	説明者	人

様式第18号(第11条関係)

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

意見の申出があった旨の届出書

次のとおり意見の申出がありましたので、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第14条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

発電所名	
申出年月日	年 月 日
申出者の住所	
申出者の氏名	
申出書の概要	

様式第19号（第12条関係）

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

協議状況届

日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第14条第3項の規定により、事業計画について近隣住民等と協議したので、同条第4項の規定により、その協議の結果について、関係図書を添えて届け出ます。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
協議日時		年 月 日 時から 年 月 日 時まで
協議場所		
協議内容	意見の概要	
	回答の概要	

備考 この様式内に記入しきれない場合は、別紙に記入し、添付してください。

様式第20号(第13条関係)

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号



設置事業許可申請書

日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第15条の規定により、  
関係図書を添えて申請します。

様式第21号（第15条関係）

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

設置事業変更許可申請書

年 月 日付け日光市指令 第 号により設置事業の許可を受けた内容を次のとおり変更したいので、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第17条第1項の規定により、関係図書を添えて申請します。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
変更事項		
変更理由		

様式第22号（第16条関係）  
日光市指令 第 号

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名

許可通知書

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった設置事業については、日光市  
太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第15条（第17条第1項）の  
規定により、次のとおり許可する。

年 月 日

日光市長



- 1 発電所名
- 2 事業区域の所在地
- 3 事業区域の面積
- 4 許可の条件

様式第23号(第16条関係)  
日光市指令 第 号

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名

不許可通知書

年 月 日付けで申請(変更申請)のあった設置工事については、日光市  
太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例施行規則第16条の規定により、  
許可しない。

年 月 日

日光市長

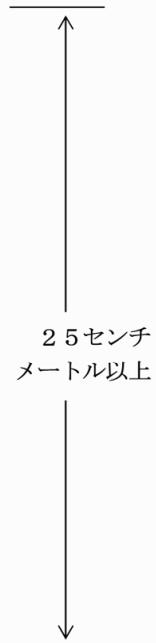


- 1 発電所名
- 2 事業区域の所在地
- 3 事業区域の面積
- 4 不許可とする理由

(教示)

様式第24号（第17条関係）

日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例の許可 標識			
許可を受けた者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代 表者の氏名		
	電話番号		
許可の概要	許可番号	日光市指令 第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	発電所名		
	事業区域	所在地	日光市
		面積	m <sup>2</sup>
	発電出力	kW	
	工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事施工者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代 表者の氏名		
	電話番号		



様式第25号（第18条関係）

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

設置工事着手届

次のとおり設置許可（変更許可）に係る設置工事に着手するので、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第19条第1項（第19条第2項において準用する同条第1項）の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

許可番号	日光市指令 第 号	
許可年月日	年 月 日	
発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
設置工事に着手する年月日	年 月 日	

様式第26号(第21条関係)

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

設置工事完了(廃止)届

次のとおり設置工事を完了(廃止)したので、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第22条第1項(第22条第4項において準用する同条第1項)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可番号	日光市指令 第 号	
許可年月日	年 月 日	
発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
設置工事を完了(廃止)した年月日	年 月 日	

様式第27号(第21条関係)

検査済証

許可番号	日光市指令 第 号	
許可年月日	年 月 日	
発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
検査日	年 月 日	
許可を受けた者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	

上記の太陽光発電設備の設置工事については、検査の結果、許可内容に適合していることを証明します。

第 号  
年 月 日

日光市長



様式第28号(第22条関係)

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

承継届出書

次のとおり設置事業者(変更許可を受けた設置事業者)の地位を承継したので、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第23条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

被承継者に 関する事項	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	許可番号	日光市指令 第 号
	許可年月日	年 月 日
	発電所名	
	事業区域	所在地 面積
承継年月日	年 月 日	
承継原因		

様式第29号(第23条関係)

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

異常発生時等報告書

日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第25条の規定により、次のとおり太陽光発電設備等の被害又は異常の状況について報告します。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
保守管理責任者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
被害又は異常の発生状況	原因	
	経緯	
	被害又は異常の状況	
	処置	

様式第30号(第24条関係)

年 月 日

日光市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
電話番号

㊟

発電事業終了届

次のとおり発電事業を終了したので、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第26条の規定により届け出ます。

発電所名		
事業区域	所在地	日光市
	面積	m <sup>2</sup>
終了した年月日		年 月 日

様式第31号（第25条関係）

（表面）

身分証明書		第 号
所属 職名 氏名 生年月日		写真
この者は、日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例第30条第2項の規定に基づく立入検査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日	日光市長	印

（裏面）

日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例（抜粋）

（立入検査）

- 第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、設置事業者、届出事業者、許可事業者若しくは変更許可事業者又は工事施工者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、設置工事の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第1号（第3条関係）

（令3規則4・全改、令4規則9・一部改正）

様式第2号（第3条、第6条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条、第19条関係）

様式第6号（第5条、第19条関係）

様式第7号（第5条、第19条関係）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号（第6条、第13条関係）

（令4規則9・一部改正）

様式第10号（第6条、第13条関係）

（令4規則9・一部改正）

様式第11号（第6条、第13条関係）

様式第12号（第8条関係）

様式第13号（第9条関係）

様式第14号（第9条関係）

様式第15号（第9条関係）

様式第16号（第9条関係）

様式第17号（第10条関係）

様式第18号（第11条関係）

様式第19号（第12条関係）

様式第20号（第13条関係）

様式第21号（第15条関係）

様式第22号（第16条関係）

様式第23号（第16条関係）

様式第24号（第17条関係）

（令4規則9・一部改正）

様式第25号（第18条関係）

様式第26号（第21条関係）

様式第27号（第21条関係）

様式第28号 (第22条関係)

様式第29号 (第23条関係)

様式第30号 (第24条関係)

様式第31号 (第25条関係)

(令4規則9・一部改正)